

<ul style="list-style-type: none">○ 警備業法に基づく検定〃○ 【公安委員会】○ 【岡山市町村共済組合】○ 平成二十五年度決算の要旨	目次
<ul style="list-style-type: none">生活安全企画課〃岡山市町村共済組合	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

◎岡山県告示第三百五十号

平成十七年岡山県告示第四百一十一号（児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の費用のうち本人及び扶養義務者が負担しなければならない費用の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第二備考2(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」並びに「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」並びに「及び第2項、」を「及び第3項、並びに」並びに「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

◎岡山県告示第三百五十一号

平成十七年岡山県告示第四百四十一号（児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の費用のうち本人及び扶養義務者が負担しなければならない費用の基準）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第二中 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

◎岡山県告示第三百五十二号

医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用の額の基準（平成二十五年岡山県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表の備考2(2)ウ中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十三号

医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用の額の基準（平成二十五年岡山県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十四号

平成二年岡山県告示第十六号（高梁景観モデル地区の指定）は、平成二十六年六月三十日限り廃止する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第三百五十五号

平成二十年岡山県告示第百三十二号（背景保全地区の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表を次のように改める。

閑谷背景保全地区	地区	地区	域
備前市の一部			

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

◎岡山県告示第三百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定居宅介護支援事業所アルテリーベみずき

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人みずき会

2 所在地

岡山県井原市東江原町一六六一番地の一

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二三九

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランそよかぜ

2 所在地

岡山県津山市中原三八五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さつき

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

2 所在地

岡山県津山市中原三八四番地

3 指定年月日

平成二十六年七月一日

4 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇四八

5 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターひなた

2 所在地

岡山県美作市梶並六七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社日向

2 所在地

岡山県美作市梶並六七番地

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇八〇〇

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所あかり

2 所在地

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

岡山県津山市宮尾一三七九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人誠道会

2 所在地

岡山県津山市宮尾一三七九番地

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇五五

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

◎岡山県告示第三百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスさくらホーム備前

2 所在地

岡山県備前市伊部一三九三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人日本博雄厚生福祉会

2 所在地

兵庫県赤穂郡上郡町高田台四丁目一〇番二〇号

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六九八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションひまわり総社

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ウエルフェアコーポレーション株式会社

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

三 廃止年月日

平成二十六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二〇五

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

◎岡山県告示第三百五十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

瀬戸内市牛窓町鹿忍七二七一 柴田 英典

瀬戸内市牛窓町牛窓二九八二 林 照夫

二 加入区

牛窓

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

牛窓町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十六年六月二十七日から同年七月十一日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

◎岡山県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見川上線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市哲多町成松字ツキマワシ二七四番一地先から	新見市哲多町成松字ツキマワシ二七四番一地先から	新	一〇・〇ㄱ	一六四・五
新見市哲多町老栄字小向一四三三番一地先まで	新見市哲多町老栄字小向一四三三番一地先まで	旧	五・五ㄱ 二五・〇	一六四・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大井和西小山旭線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

久米郡美咲町小山字棚田一五八四番地先 から 久米郡美咲町小山字コブケ一六〇三番四 地先まで	久米郡美咲町小山字棚田一五八四番地先 から 久米郡美咲町小山字コブケ一六〇三番四 地先まで	
旧	新	別
四・〇 一三・〇	四・〇 三八・〇	(メートル)
二八二・〇	二八二・〇	(メートル)

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

◎岡山県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
大埴和西小 山旭線	新見川上線	路線名	新見市哲多町成松字ツキマワシ二七四番一地 先から 新見市哲多町老栄字小向一四三三番一地先ま で	平成二十六年六月二十七日
久米郡美咲町小山字棚田一五八四番地先から 久米郡美咲町小山字コブケ一六〇三番四地先 まで				

〔三〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いぶき

三 代表者の氏名

吉岡 啓

四 主たる事務所の所在地

津山市小原一四四番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、主に県北部地域に見られる農林畜産業などの第一次産業の後継者不足や跡取り不在などの問題で過疎化する中山間地において、地域独自の特色である伝統や風習を守りながらも若者の定住と生活しやすい地域になっていくことを願う地域住民のために、独身男女の出会いに関する情報提供や出会いの場や世代を越えた交流の場の提供などを行い、出会いのチャンス逃すことのないよう地域や地域住民を後押しする事によって、地域の活性化に寄与することを目的とする。

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

〔三〇三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工種

北七区支線24号 かんがい排水

北七区支線60号 //

三 認可年月日

平成二十六年五月十九日

〔三〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字南久保一四九九―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一―一―一九カラム二〇二号

上野 弘司

上野美智子

三 許可番号

岡山県指令建指第五一号

〔三〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字堀ノ西一〇九一五、一一〇九一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二二四六一三九（中島アパートD四一）

松本 雅行

三 許可番号

岡山県指令建指第四三号

〔三〇六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字堀ノ西一〇九一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三三〇一―一シェソワB―二〇一

太田 晃生

三 許可番号

岡山県指令建指第四六号

〔三〇七〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり懲戒処分を行った。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

有吉 史朗 二級建築士 岡山県知事登録第五五九号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第六十一号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）において、二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士でありながら、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により同日までに受けなければならない建築士法別表第二の二級建築士定期講習を、同日までに受けず、平成二十四年四月一日からも、有限会社テクノ技研二級建築士事務所（岡山県知事登録第五七五二号）に所属し、平成二十五年七月十二日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

石原 護 二級建築士 岡山県知事登録第五四七〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十年十一月二十八日）

において、二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士でありながら、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により同日までに受けなければならぬ建築士法別表第二の二級建築士定期講習を、同日までに受けず、平成二十四年四月一日からも、石原創造建築有限会社二級建築士事務所（岡山県知事登録第五七五三号）に所属し、平成二十五年八月二十二日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

江草 光政 二級建築士 岡山県知事登録第六三五四号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十年十一月二十八日）において、二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士でありながら、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により同日までに受けなければならぬ建築士法別表第二の二級建築士定期講習を、同日までに受けず、平成二十四年四月一日からも、江草光政二級建築士事務所（岡山県知事登録第六二九三号）に所属し、平成二十五年四月二十五日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

桐山 秀基 二級建築士 岡山県知事登録第九五〇〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成二十年十一月二十八日)において、二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士でありながら、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により同日までに受けなければならぬ建築士法別表第二の二級建築士定期講習を、同日までに受けず、平成二十四年四月一日からも、NISTUDIO(岡山県知事登録第六〇二七号)に所属し、平成二十五年九月五日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

小林 泰治 二級建築士 岡山県知事登録第三七三一号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成二十年十一月二十八日)において、二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士でありながら、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により同日までに受けなければならぬ建築士法別表第二の二級建築士定期講習を、同日までに受けず、平成二十四年四月一日からも、創美2級建築設計事務所(広島県知事登録十一(二)第〇〇二四号)に所属し、平成二十六年一月二十三日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

八代 聖治 二級建築士 岡山県知事登録第一〇五四〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日(平成二十年十一月二十八日)において、二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士でありながら、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により同日までに受けなければならぬ建築士法別表第二の二級建築士定期講習を、同日までに受けず、平成二十四年四月一日からも、有限会社八代建設一級建築士事務所(岡山県知事登録第一三三三〇号)に所属し、平成二十六年二月二十日に当該講習を受けた。

〔三〇八〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

1 物品の販売及び修理

- (1) 文具、事務用機器
- (2) 木工、家具
- (3) 薬品
- (4) 印刷
- (5) 燃料、油脂
- (6) 機械器具
- (7) 工事用材料
- (8) 車両、船舶
- (9) その他

2 物品の買受け

- (1) 金属、木製品、紙類の古物
- (2) 家具、食品、動物類の生産物

二 資格審査を受けることができない者

1 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

2 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 申請書用紙及び申請書類作成要領の交付期間及び入手方法

1 交付期間 平成二十六年七月三日から同年八月二十九日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 入手方法

(1) 直接受け取る場合

1 の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間（ただし、平成二十六年八月二十九日は午後四時まで）、岡山県出納局用度課並

びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課で交付する。

(2) 郵送の場合

岡山県出納局用度課管理班（郵便番号七〇〇一八五七〇 岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに、二百五円分の切手を貼ったA4サイズの書類を折らずに入れることができる返信用封筒を同封して請求すること（平成二十六年八月二十三日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>からダウンロードする。

四 資格審査申請書の提出期間及び提出場所

1 持参の場合

(1) 提出期間

平成二十六年八月一日から同月二十九日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

(2) 提出場所 岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎八階第一会議室

2 郵送の場合

(1) 提出期間 平成二十六年八月一日から同月十八日まで（必着）

(2) 送付先 三(2)の場所

五 申請者への資格審査の結果の通知
文書で通知する。

六 入札参加資格の有効期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

七 資格審査についての問い合わせ先

岡山県出納局用度課管理班

電話（〇八六）二二六一七五三八又は（〇八六）二二六一七五三七

〔三〇九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

庁用自動車リース 70台

(2) 調達物品の特質等

庁用自動車リース業務入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び車両リース仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成26年10月 1日（水） 29台

平成26年11月 4日（火） 17台

平成26年12月 1日（月） 24台

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

第11596号 岡山県公報 平成26年6月27日

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるもの

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者

(3) オートリース業務及びメンテナンスリース業務を行っている業者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年8月1日(金)正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7537

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年6月27日(金)から同年8月1日(金)まで(県の休日(岡山県の休

日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下)を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年8月7日（木）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月6日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札機器の構成内訳書、納入確約書等入札説明書で指定する添付書類を平成26年8月1日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第133条の規定により免除する。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入

札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
70 vehicles

(2) Delivery date :
By 1 October (Wednesday) , 2014 (29 vehicles)

By 4 November (Tuesday) , 2014 (17 vehicles)

By 1 December (Monday) , 2014 (24 vehicles)

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1:30 P.M. 7 August (Thursday) , 2014

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama
-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7537

〔三二〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ナノインデントー 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成26年12月19日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に果が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年7月31日(木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年6月27日(金) から同年7月31日(木) まで(県の休日(岡山県の休日)を除く。)
日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年8月8日(金) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月6日(水) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成26年7月31日(木) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第133条の規定により免除する。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Nanoindenter 1 Unit

(2) Delivery date :
By 19 December (Friday) , 2014

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 8 August (Friday) , 2014

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi,
Okayama-ken, 700-8570, Japan
TEL 086-226-7540

〔三一〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約
別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

1 申請時の直前の二事業年度における売上高
2 申請時の直前の事業年度の決算（3において「直前決算」という。）における自己資本額

3 直前決算における流動比率

4 申請時における従業員数

5 申請時までの営業年数

6 ISO審査登録等に関する事項

7 障害者雇用に関する事項

8 男女共同参画に関する事項

9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）

10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）

三 入札参加資格の審査を受けられない者

次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者が知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有

- していない者
- 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 入札参加資格の審査の申請手続
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）
- (1) 申請書
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
- (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税の納税証明書
- (4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
- (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当

- 該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成二十六年八月一日から同月二十九日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五1において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送で申請書類を提出する場合は、同月十日必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎八階第一会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八に掲げる役務に係る業務に応じた住所宛てに郵便又は信書便により送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

平成二十六年七月三日から同年八月二十九日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、県民生活部情報政策課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）また、平成二十六年八月二十九日は、午後四時まで）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を

同封して、岡山県出納局用度課、総務部財産活用課又は県民生活部情報政策課（郵便番号七〇〇―八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに請求すること。（平成二十六年八月二十三日までの消印のあるものに限る。）。

また、岡山県出納局用度課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshi-ki/74/>）、総務部財産活用課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）又は県民生活部情報政策課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることができる。

六 入札参加資格の審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

八 問合せ先

1 別表の業務種目の欄における大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（直通電話（〇八六）二二六一七二三四）

2 別表の業務種目の欄における大分類8情報通信サービスに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（直通電話（〇八六）二二六一七二六四）

3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（直通電話（〇八六）二二六一七五三八）

〔三二二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県運転免許センターで使用する電気

使用予定電力量 1,559,592キロワット時

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区御津中山444-3

岡山県運転免許センター

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算した、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすることとする。基本料金及び電力量料金ごとの月額については、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入する。基本料金及び電力量料金の合計金額（月額）及び年間合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載すること。入札者は、見積もった年間合計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む金額）を入札書に記載すること。（各月の期間は、月の初日から月の末日までで算出すること。）

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27

号 1 5 9 6 第 報 公 岡 山 県 平 成 2 6 年 6 月 2 7 日

号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(7) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数適用），未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を有しないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先，提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所，契約条項を示す場所，入札説明書の交付場所及び問い合わせ

先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年6月27日から同年8月6日まで（岡山県の休日を含め、平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成26年8月19日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成26年8月21日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成26年8月6日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity for Driver's License Center
1,559,592kWh

(2) Delivery period :
From 1 October, 2014 through 30 September, 2015

(3) Delivery place:
Driver's License Center
444-3, Mitsunakayama, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

(4) Time limit for tender:
4:00 P.M. 19 August, 2014

(5) Contact point for the notice:
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六項に規定する有害物取扱作業等に従事する職員及び第七項」を「及び第六項」に改め、同条第二項中「六百七十円」を「六百八十円」に改め、同項第七号中「流木等除去等」を「流木除去等」に改め、同項第八号中「事故等により行う施設の緊急応急復旧作業」を「工業用水道事務所に勤務する職員が行う危険性が高い薬品等の取扱作業」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同条第八項中「及び第六項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

附則第三項及び第六項中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十六年六月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

自由民主党岡山県岡山市第十三支部	小川 信幸	窪田 昇	岡山市北区学南町三一四―五一	○	平成二六・五・二
自由民主党岡山県岡山市第二十支部	佐藤 人海	福島 直樹	〃 南区妹尾二二六	○	〃 五・二六
自由民主党岡山県全管協ちんたい支部	黒木 博之	有木 良治	〃 〃 西市九九―二二	○	〃 五・二九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
議員連盟玄皓塾	竹本 幸久	竹本 光子	浅口市寄島町一六〇九―一	平成二六・五・三〇
佐藤しんじ後援会	岡 純一	佐藤 由美子	都窪郡早島町前潟一〇八八―二	〃 五・一九
八木茂後援会	坪井 徹臣	山田 正夫	〃 〃 早島五〇六六	〃 五・二八

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

公明党岡山県本部

主たる事務所の所在地

岡山市北区大元上町八一―一八

岡山市北区辰巳二六一―一〇二一

平成二六・五・二八

自由民主党瀬戸町支部

会計責任者

長島 正樹

大廣 康夫

平成二六・五・二一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

岡山県司法書士政治連盟

会計責任者

兒島 隆朗

三宅 重文

平成二六・五・二七

後楽会政治連盟

代表者

牧野 雅美

森 芳博

平成二六・五・二二

〃

会計責任者

影山 昇

木村 和正

平成二六・五・二〇

たけもと幸久後援会

主たる事務所の所在地

浅口市寄島町一六〇九一―一

浅口市寄島町一二二五五―一四二二

平成二六・五・三〇

本田正弘後援会

代表者

谷口 清美

茨 智重

平成二六・五・九

やの周子を育てる会

〃

矢野 樹一郎

矢野 哲郎

平成二六・五・九

◎岡山県選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

たちあがれ日本 津山市第一支部

代表者氏名

竹内邦彦

解散年月日

平成二五・一二・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

栗井基雄後援会

岡田かんじ後援会

岡辺正継後援会

がんばろう高梁の会

ジャンプ岡山の会

瀬戸内財政研究会

日本共産党本城宏道後援会

姫井由美子後援会

本田正弘後援会

もりしたひろし後援会

代表者氏名

竹内光之

岡田幹司

岡辺昭光

西平宏太郎

小川雅洋

坂根信義

本城宏道

姫井由美子

谷口清美

池内進一郎

解散年月日

平成二六・五・二五

平成二三・一二・三一

平成二六・四・三〇

〃 五・七

〃 五・二六

〃 〃

平成二五・一二・三一

〃 三・四

平成二六・五・九

〃 五・五

◎岡山県選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
竹本 幸久	浅口市議会議員	たけもと幸久後援会	主たる事務所の所在地	浅口市寄島町一六〇九一―一	浅口市寄島町一二二五五―一四二

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

平成二十六年六月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日

岡田幹司

岡山県議会議員

岡田かんじ後援会

岡山市北区久米三六四

岡田幹司

平成二六・五・一

姫井由美子

衆議院議員

姫井由美子後援会

〃 〃 学南町二一五―七三

姫井由美子

〃 〃 五・二九

◎岡山県公安委員会告示第九十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（一級）	学科試験	平成二十六年十月三日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年十月十八日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年八月二十五日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

◎岡山県公安委員会告示第九十二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（二級）	学科試験	平成二十六年十月三日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年十一月一日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

(2) 住所地を管轄する警察署の生活安全課
県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年八月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県市町村職員共済組合公告第六百一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十五年度決算の要旨を公告する。

平成二十六年六月二十七日

岡山県市町村職員共済組合理事長 山野通彦

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務 組合等	計
15	10	2	40	67

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組合員数、給料月額及び1人当たりの給料月額

組合員種別	一般組合員		市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	任意継続 組合員	計
	一般職	特別職						
組合員数 (人)	16,208	71	25	2,218	2	2	343	18,869
長期給料月額 (千円)	5,077,312	40,633	15,201	619,828	1,132	1,240	—	5,755,346
長期平均給料月額(円)	313,260	572,292	608,060	279,453	566,000	620,000	—	310,663
長期期末手当等の額(千円)	22,365,231	176,208	67,855	2,712,183	5,496	7,263	—	25,334,236
短期給料月額(千円)	5,087,219	47,590	20,604	619,828	1,172	1,338	99,552	5,877,303
短期平均給料月額(円)	313,871	670,277	824,156	279,453	585,900	669,300	290,240	311,479
短期期末手当等の額(千円)	22,382,146	188,674	79,357	2,712,183	5,496	8,557	—	25,376,413

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

3 組合の職員数

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	18人	3人	0人	2人	1人	24人

4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収入)	千円
短期負担金	5,648,212
介護負担金	390,894
短期掛金(短期任継掛金含む)	5,531,094
介護掛金(介護任継掛金含む)	405,991
連合会交付金	762,951
賠償金(交通事故等)	9,420
前年度繰越支払準備金	852,037
利息及び配当金その他	859
計	13,601,458
(支出)	千円
保健給付	4,875,687
休業給付	495,204
災害給付	0
附加給付	39,077
老人保健拠出金	68
退職者給付拠出金	513,363
前期高齢者納付金	3,717,753
後期高齢者支援金	2,118,673
介護納付金	810,831
一部負担金払戻金	63,696
連合会払込金	147,799
連合会拠出金	394,162

長期経理	
(収入)	千円
負担金	16,736,543
[給料分]	(7,059,527)
[期末手当等分]	(2,085,054)
[公的負担金]	(4,007,364)
[追加費用]	(3,569,337)
[旧恩給組合条例 給付に係る払込金]	(15,261)
掛金	9,076,748
[給料分]	(7,007,272)
[期末手当等分]	(2,069,476)
計	25,813,291
(支出)	千円
負担金払込金	16,736,543
掛金払込金	9,076,748
計	25,813,291

預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	116,358
計	116,358
(支出)	千円
支払利息	116,358
計	116,358

業務経理	
(収入)	千円
負担金	191,669
連合会交付金	67,972
利息及び配当金	926
短期経理より繰入	35,370
雑収入	5
計	295,942
(支出)	千円
役員員給与	128,795
旅費・事務費	11,525
委託費	1,276
賃借料	17,137
普及費	9,310
負担金	21,905
消費税	1,435
事務費負担金払込金	85,166
減価償却費	1,168
その他の支出	1,035
計	278,752
差引当期利益金	17,190
前年度末利益剰余金	391,764
次年度繰越利益剰余金	408,954

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

業務経理へ繰入	35,370
連合会返還金	233,566
任継掛金還付金（介護任継掛金含む）	7,230
次年度繰越支払準備金	845,168
前期損益修正損	652
計	14,298,299
差引当期損失金	696,841
前年度末利益剰余金	756,501
次年度繰越利益剰余金	59,660

保 健 経 理	
(収入)	千円
負担金	183,644
[給料分]	(137,114)
[期末手当等分]	(40,447)
[特定健康診査等負担金]	(6,083)
掛金	177,453
[給料分]	(137,019)
[期末手当等分]	(40,434)
保険手数料	11,448
利息及び配当金その他	12,235
貸付経理より繰入	300,000
計	684,780
(支出)	千円
職員給与	17,881
厚生費	372,787
特定健康診査等費	36,740
[特定健康診査費]	(13,416)

宿 泊 経 理	
(収入)	千円
施設収入	296,952
商品売上	13,112
賃貸料	24,666
雑益・雑収入	1,916
貸倒引当金戻入	184
利息及び配当金	2,015
計	338,845
(支出)	千円
旅費・事務費	3,024
商品仕入	11,535
事業用消耗品費	16,186
飲食材料費	55,548
委託費	133,466
委託管理費	28,327
光熱水料	27,542
修繕費	38,437

貯 金 経 理	
(収入)	千円
利息及び配当金その他	587,914
計	587,914
(支出)	千円
職員給与	13,760
旅費・事務費	3,578
賃借料	2,678
普及費	2,533
負担金	2,260
消費税	356
支払利息	363,639
その他の支出	519
計	389,323
差引当期利益金	198,591
前年度末利益剰余金	2,433,059
次年度繰越利益剰余金	2,631,650

貸 付 経 理	
(収入)	千円
組合員貸付利息	140,751
連合会交付金	10,256
利息及び配当金その他	680
計	151,687
(支出)	千円
職員給与	6,924
旅費・事務費	2,349
賃借料	1,330
普及費	1,266
負担金	973
消費税	207
支払利息	115,773
連合会払込金	6,665
その他の支出	4,600
保健経理へ繰入	300,000
計	440,087

平成26年6月27日 岡山県公報 第11596号

[特定保健指導費]	(23,324)	洗 濯 費	7,521
旅 費 ・ 事 務 費	6,548	普 及 費	5,028
委 託 費	4,171	負 担 金	13,580
賃 借 料	6,535	消 費 税	546
普 及 費	1,903	雑 費	102
負 担 金	3,077	減 価 償 却 費	67,882
消 費 税	2,808	そ の 他 の 支 出	3,766
連 合 会 分 担 金	4,977	貸 倒 引 当 金 繰 入	195
減価償却その他の支出	547	固 定 資 産 除 却 損	169
計	457,974	計	412,854
差 引 当 期 利 益 金	226,806	差 引 当 期 損 失 金	74,009
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	450,343	前 年 度 末 利 益 剰 余 金	539,563
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	677,149	次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	465,554

差 引 当 期 損 失 金	288,400
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	739,039
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	450,639